

災害応急用ポンプ等貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水害、地震、干ばつなどの自然災害による農地及び農業用施設等の被害防止、災害復旧、その他用排水に関する障害を除去するために、秋田県土地改良事業団体連合会（以下「本会」という。）が所有する水中ポンプ及び付属設備（以下「災害応急用ポンプ等」という。）を一時的に貸し付ける場合に必要な事項並びに貸し付けた災害応急用ポンプ等の運搬、据付・撤去に要した経費に対する助成金の交付について定める。

(貸付の対象及び貸付料)

第2条 本会は、災害応急用ポンプ等を前条の趣旨に基づき、本会の会員に対して貸し付けることができる。

- 2 災害応急用ポンプ等の貸付料は無料とする。
- 3 災害応急用ポンプ等の種別、規格、数量、保管場所等は別紙のとおりとする。

(貸付の申請及び貸付決定)

第3条 災害応急用ポンプ等の貸付を受けようとする会員は、災害応急用ポンプ等貸付申請書（様式第1号）を本会に提出するものとする。

- 2 前項による申請があった場合、本会管理情報部長（以下「部長」という。）は申請内容の審査を行うとともに、災害応急用ポンプ等の保管状況等を確認したうえで、貸出の可否について災害応急用ポンプ等貸付通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(緊急時の貸付)

第4条 会員は、緊急に災害応急用ポンプ等の貸付が必要となった場合には、部長に電話等により貸付の仮申請ができるものとする。

- 2 前項により仮申請を受けた部長は、緊急事態及び災害応急用ポンプ等の保管状況等を確認したうえで、貸出の可否について当該申請者に連絡するものとする。
- 3 前項により貸付を受けた会員は、後日、前条第1項に基づき速やかに書類での申請を行うものとし、部長は前条第2項に準じて当該申請者に貸付承認の通知をするものとする。

(貸付期間)

第5条 災害応急用ポンプ等の貸付期間は3ヶ月以内とする。ただし、災害応急用ポンプ等の貸付を受けたもの（以下「借受人」という。）が貸付期間満了前において、災害応急用ポンプ等貸付期間延長申請書（様式3号）を本会に提出したときは、部長は、貸し付けた災害応急用ポンプ等（以下「貸付災害応急用ポンプ等」という。）の貸付期間の延長が必要な理由等を確認したうえで、3ヶ月を限度としてその期間の延長を承認することができる。この場合、部長は貸付期間の延長について災害応急用ポンプ等貸付期間延長通知書（様式第4号）により当該借受人に通知するものとする。

(貸付災害応急用ポンプ等の目的外使用等)

第6条 借受人は、貸付災害応急用ポンプ等を本会が指定した目的以外に使用し又は他の者に転貸してはならない。

(貸付災害応急用ポンプ等の管理)

第7条 借受人は、貸付災害応急用ポンプ等を常に良好な状態で管理し、その運搬、据付・撤去、運転、管理（整備、燃料、消耗品等に係る経費、修理）等に要する一切の経費を負担しなければならない。

(貸付災害応急用ポンプ等運搬等助成金)

第8条 本会は、借受人が貸付災害応急用ポンプ等の運搬及び据付・撤去に要した経費について、当該借受人に貸付災害応急用ポンプ等運搬等助成金（以下「助成金」という。）を助成できるものとする。

2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、助成金の上限額は30万円とする。

(助成金の交付対象経費)

第9条 助成金の交付対象経費は、借受人が次の事項について支出した費用の総額とする。

- 一 借受人が貸付災害応急用ポンプ等を本会と据付場所の間を運搬する費用
- 二 借受人が貸付災害応急用ポンプ等を据付場所に設置する費用及び据付場所から撤去する費用

(助成金の交付申請)

第10条 助成金の交付を受けようとする借受人は、第15条の返納届の提出後30日以内に、次の書類を添えて助成金交付申請書(様式第5号)を本会に提出しなければならない。

- 一 助成金交付対象経費の支出調書(様式第5号別紙1)
- 二 助成金交付対象経費の支出を証する書類の写し
- 三 その他本会が必要として提出を求める書類

(助成金交付決定)

第11条 部長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金交付決定通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(助成金の支払)

第12条 助成金交付決定通知を受けた借受人が、その支払を受けようとするときは、助成金支払請求書(様式第7号)を本会に提出するものとする。

2 本会は、前項の支払い請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内にこれを支払うものとする。

(貸付災害応急用ポンプ等の亡失等)

- 第13条** 借受人は、貸付災害応急用ポンプ等を亡失し、又は損傷したときは遅滞なく災害応急用ポンプ等亡失（損傷）届（様式第8号）を本会に届け出るとともに、自らの負担でこれを補てんし、又は補修しなければならない。
- 2 借受人は、前項の規定により貸付災害応急用ポンプ等を補てんし、又は補修した場合は、本会にその旨を届け出て部長の検査を受けなければならない。

(承認の取り消し、変更及び返納命令等)

- 第14条** 本会は、既に災害応急用ポンプ等の貸付を承認し、又は現に貸付期間中であってもその承認を取り消し又は貸付期間を変更して、貸付災害応急用ポンプ等の返納を命ずることができる。
- 2 本会は、借受人が貸付災害応急用ポンプ等を第5条の規定による期限を越えて使用し、又は第6条の規定に違反して目的外に使用し若しくは転貸したときは、当該災害応急用ポンプ等の返納を命ずることができる。
- 3 前2項により返納を命じられた借受人は、それによって生じた損害につき、本会にその補償を請求することができない。

(状況の報告及び検査等)

- 第15条** 本会は、貸し付け条件を遵守させるため必要があると認めたときは、借受人から貸付災害応急用ポンプ等の使用状況等に関して報告を徴し、又は検査をすることができる。
- 2 本会は、前項の規定により報告を徴し、又は検査を行った場合において、借受人が貸し付け条件に違反すると認めたときは、これに対し必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(返納届)

- 第16条** 借受人は、貸付災害応急用ポンプ等の貸付期間が満了し、又は必要がなくなったとき、若しくは第13条の規定により返納を命ぜられたときは、借受人の負担において貸付災害応急用ポンプ等を良好な状態に整備したうえ、災害応急用ポンプ等返納届（様式第9号）に貸付災害応急用ポンプの運転記録簿（様式第9号別紙1及び別紙2）を添付して本会に返納するものとする。
- 2 部長は、前項による返納を受けた場合は、貸付災害応急用ポンプ等の状態を確認するものとする。

(貸付台帳の整備)

- 第17条** 部長は、災害応急用ポンプ等貸付台帳（様式第10号）により、災害応急用ポンプ等の貸付状況を常に明らかにしておかなければならない。

(その他)

- 第18条** この要綱に定めのない事項で必要な事項は本会が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。